

個人住民税の納付方法について

年が明け、従業員の皆様の昨年の年収が確定し、それに伴い各市区町村に給与報告書を提出する時期が近付いて参りました。従業員の皆様にかかる住民税を納める方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りがあります。今回は、両者の納付方法について掘り下げてみます。

▶ 両者の異同点

	特別徴収(原則)	普通徴収(例外)
共通相違点	その年の1月1日に従業員が居住する各市区町村に給与報告書を会社が提出して住民税の納付方法を選択する	
	<ul style="list-style-type: none">支給する給与より天引きして、会社が納付する年12回に分けて納付する納付期日は、天引きした月の翌月10日※退職した場合、会社が手続を行う必要あり	<ul style="list-style-type: none">個人が直接、納付(現金又は口座引落)する年4回に分けて納付する納付期日は、6、8、10、1月の各月末日退職した場合、会社は手続を行う必要なし

※従業員が常時10人未満の事業所の場合、納期を毎月ではなく半年にすることもできます

上図の通り、住民税の納付方法は「特別徴収」が原則となります。今までも、原則、特別徴収だったのですが行政サイドからの制度の周知が図られていなかった為、不徹底でした。

そこで、今般、周知をより一層図り平成29年度より特別徴収を徹底する事になりました。

▶ 特別徴収のメリット

- 年12回での納付なので、普通徴収に比べて1回あたりの納税額が少なくなります
- 従業員が(住民税)納付を忘れる心配がなくなります

▶ 特別徴収のデメリット

- 会社が納付書をもって、(原則として)毎月納めないといけなくなります
- 各市区町村の納税額に変更が生じた場合、会社が金額を訂正して納付する手間が生じます
- 従業員が退職した場合、管轄の市区町村に異動届を提出する必要があります

⇒ メリットよりもデメリットの方が多く感じるかも知れません。それにも関わらず、住民税の納付方法を原則として特別徴収するのは、行政の事務手続を簡便化することの一言につきます。

給与から天引きすれば、納付漏れを防げますし、100人未納があれば、100人に催促する必要があるところ100人の従業員がいる法人であれば、その法人1つに催促をかければ、済んでしまいます。

現在、普通徴収で住民税を納付している従業員をかかえる法人全てが特別徴収しなければならない、という訳ではなく、次の理由に該当する場合は、普通徴収により納付することができます。

- A 事業所の総従業員数が2人(以下のB～Fの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた数)以下である
- B 他の事業所で特別徴収をしている
- C 給与が少なく税額を給与より天引きできない
- D 給与の支払いが不定期(毎月、給与が発生するわけではない)である
- E 支給対象者が事業専従者である
- F 退職者又は退職予定者(5月末日まで)である

上記の理由以外で、普通徴収にすることはできません。

例えば、

従業員から、「給与からの納付ではなく自分で納付したい」と言われている

手間が増えるので特別徴収を行いたくない

従業員はパートしかいないから

従業員は家族(役員)だけだから

という理由であっても、特別徴収で住民税を納付しなければなりません。

▶ 特別徴収を拒否したらどうなるのでしょうか。

特別徴収義務者は、納期限内に納入する義務があります。従って、特別徴収を拒否した結果、納期限を経過した場合は、税金を滞納している事となり、地方税法331条に基づく滞納処分を行う対象となります。

▶ 今後の対応について 

行政側からの特別徴収の徹底化がなされれば、会社の事務手続は増えます。また、従業員様の中には「給与から住民税を天引きしないのは、会社の怠慢ではないか」、と主張される方も出てくるかも知れません。

事務手続の煩雑さと従業員様からの主張されるリスクを比較考慮され、御社にとって、望ましい方法をご検討して頂ければと思います。

詳細等お気軽に担当者までお問い合わせください。